

1. 知事の政治姿勢について

(1) 新型コロナウイルス第6波対応

質問に入る前に、先日11月2日にお亡くなりになった小川洋前知事、わが身をも顧みず国難ともいふべき新型コロナ感染拡大防止に命を懸けて、戦われた知事に、心から有難うございましたと申し上げ、謹んで、感謝と哀悼の意を表します。

最初に新型コロナウイルスの第6波への対応について質問します。

オミクロン株が「警戒すべき変異株」に指定され、11月30日に日本でも初確認される中、危機感が高まっています。アメリカCDC疾病対策センターは追加接種を受けるべきと、より強い表現で呼びかけるなど、海外では追加接種が加速しています。こうした中、日本では12月から3回目の接種が始まり、当初



2回目からの経過期間を原則8か月としていましたが、オミクロン株の拡大を受け感染予防を急ぐべきとの判断から、できるだけ前倒しをする方針を示しました。市町村によってワクチンの供給の不足や、接種体制の準備が間に合わない等混乱が生じないように、知事は3回目の接種にどのように取り組まれるのか。追加接種の目的とワクチン供給量、効果や安全性を丁寧に説明し、県民が安心して速やかに着実に接種が進むよう、強いメッセージを発信すべきです。知事の所見を求めます。

次に、自宅療養者の医療支援について伺います。

第5波の最大の課題は自宅での療養を多くの方が余儀なくされたことです。第6波ではどの程度の自宅療養者を想定されているのか。

当事者の不安の一つは、治療薬がなかったことであり、経口薬（飲み薬）の実用化が待たれるところですが、それまでの間、感染再拡大に備え、訪問診療の体制を整備するとともに、重症化リスクの高い方への抗体カクテル療法を行う外来診療を確保しておくことが重要です。第6波では、自宅療養者の医療支援にどのように取り組まれるのか、知事の見解を求めます。

3点目、後遺症対策について伺います。

9月定例会の代表質問でも質しましたが、新型コロナの新規陽性者数は落ちているものの、第5波による後遺症患者の増加が懸念される為、改めて質しておきます。厚労省は12月1日、新型コロナの後遺症について、初の医療従事者向けの手引きを公表するなど、国においても後遺症への対策が動き出しました。9月定例会の代表質問で、県医師会とも連携し検討すると答弁され、その後、協議が進んでいると聞いていますが、具体的にどのような対策を取られるのか、知事の見解を求めます。

4点目、コロナ禍における通院・受診控えの影響について伺います。

厚生労働書の調査によると、外来診療に係るレセプト件数は、2020年4月以降、全ての月でコロナ禍の前の2019年の数値を下回っており、本年6月においても約2.4%の減少となっております。

国立がん研究センターは本年11月、全国のがん診療連携拠点病院で2020年に新たにがんと診断された人が19年と比べて6万人減少したと公表しました。

新型コロナの感染拡大による検診や通院・受診控えによると思われ、今後、がんの早期発見の遅れから、がんが進行した患者が増えることが懸念されます。

そこで質問ですが、本県の検診の受診控えと、がんの発見について、本県の現状をお答えください。新型コロナへの対応の長期化が予想される中で、がんの発見の遅れとならないよう、今後どのような取り組むのか、知事の見解を伺います。

【服部知事の答弁】

① ワクチンの3回目接種への取り組みについて

ワクチンの3回目接種については、2回目の接種から原則として8か月を経過した18歳以上の方を対象に、市町村が主体となって実施される。

この3回目接種では、1・2回目に接種したワクチンの種類にかかわらず、ファイザー社ワクチンとモデルナ社ワクチンのいずれかを接種することになり、交接種となる場合もあります。

ワクチンの供給については、来年3月までに本県において使用する177万回分の供給スケジュールが既に示されており、現在、市町村においては、このスケジュールに基づき、接種体制を整備しているところです。

県では、全国知事会を通じて、自治体が希望する量のワクチンを確実に供給

するとともに、長期的かつ具体的な供給スケジュールを示すことを国に要望しています。

また、県の役割としては、ワクチンの配分調整、副反応に関する相談窓口の設置、接種に係る広域調整や進捗管理などを行うこととなりますが、市町村による接種が円滑に進むよう、これら以外にも必要な支援を行ってまいりたいと考えています。

なお、3回目接種を促進させるためには、交接種の効果や安全性などについて、知見のある国がしっかり国民の皆さまに周知・啓発していただくことが重要だと考えています。

県としても、ワクチンの3回目接種により、感染拡大の抑制や重症化の予防が期待されることから、県民の皆さまに安心して接種していただけるよう、情報発信に努めてまいります。

② 自宅療養者の医療支援について

県では、先月末、「福岡県保健・医療提供体制確保計画」をとりまとめ、その中で、第5波のピーク時に9,000人を上回った自宅療養者について、次の感染拡大時には最大8,600人程度と想定しています。

このため、自宅療養者の症状が悪化した場合に、すみやかに医療機関を受診できるよう、外来受診や往診等に対応可能な医療機関を1,000機関に拡充・確保したところです。さらに、感染拡大時に保健所の求めに応じて、看護師が自宅療養者を訪問し健康観察を実施することとしています。

また、中和抗体薬の投与については、対応可能な医療機関のリストをもとに、希望者が地域の医療機関で速やかに投与を受けられることができるよう体制を整備しています。さらに、経口薬の投与が可能となった際に地域の医療機関で処方が可能となるよう、県医師会及び県薬剤師会と協議を進めているところです。こうした取り組みにより、引き続き、自宅療養の方が安心して療養できるよう医療支援体制を強化してまいります。

③ 後遺症への対策について

新型コロナウイルス感染症の後遺症については、様々な症状や、その症状が長引くことによる日常生活への影響などが指摘されているものの、その実態は

明らかになっていません。

現在、国の研究事業として、大学や専門の学会が複数の実態調査に取り組みられており、県としては、国に対し、その実態解明を早急に進め、これらの情報を広く国民に周知し、また、都道府県と情報共有するとともに、県が実施する後遺症に係る医療提供体制の整備に係る経費について財政措置をするよう、全国知事会を通じて求めています。

先日、国から後遺症に関する診療の手引きが示されたところであり、今後、この手引きを活用して、後遺症に悩む方を適切な医療につなげられるよう、相談窓口の設置や診察を行う医療機関の選定などについて、県医師会と協議を進めてまいります。

④ コロナ禍におけるがんの発見への影響について

市町村が行うがん検診については、例えば、胃がん検診では昨年度の受診者数が8万9,000人と、一昨年度の11万人と比較して約19%減少しています。

今年度については、4月から9月までの累計が4万4,000人と、昨年度同期間の2万9,000人と比較して約49%増加していますが、一昨年度同期間の5万8,000人と比較すると約24%減であり、コロナ禍前の水準まで回復していません。

このように、未だ、がん検診の受診控えが継続している状況と考えます。

国立がん研究センターが先月26日に公表した全国集計では、昨年新たにがんと診断された件数は、一昨年と比較して約4.6%減少した。また、がんのステージ別では、がん検診で発見される割合が高い早期がんの診断数が大きく減少したとの報告がなされたところです。

本県においても、がんと診断された件数が約7%減少し、また、早期がんの診断数も大きく減少するなど、同様の状況となっています。

国は、この結果について、がんの患者数そのものが減少したことに起因するものではなく、新型コロナウイルスに伴う影響により、早期がんを中心にがん発見数が減少したものである可能性が高いとの見解を示しています。

がんの早期発見・早期治療のためには、がん検診の受診や医療機関への受診が遅れないようにすることが重要である。

コロナ禍においてもがん検診を受けることの重要性や、検診で要精密検査と

なったり、自覚症状がある場合には、すぐに医療機関を受診していただくことについて、県のホームページやLINE、ツイッター等により、改めて、周知を図ってまいります。

また、県に登録している「がん検診推進事業所」に対し、従業員及びその家族へ受診を働きかけていただくよう、依頼してまいります。